

新型コロナワクチンの接種については、原則、明石市に住民票がある方は、明石市内の医療機関で接種を受けていただきます。ただし、次のやむを得ない事情に該当する場合は、市外の医療機関で接種を受けることができます。

ここでは、明石市に住民票がある方が市外の医療機関で新型コロナワクチンの接種を受けるための手続をお知らせします。

1 やむを得ない事情に該当するか確認する

やむを得ない事情	必要な手続
<ul style="list-style-type: none"> ・入院・入所者 ・通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者 ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合 ・コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合 ・副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合 ・A市外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合 ・災害による被害にあった者 ・勾留又は留置されている者、受刑者 ・国または都道府県等が設置する「大規模接種会場」で接種を受ける場合(会場ごとの対象地域に居住している者に限る) ・職域接種を受ける場合 ・船員が寄港地等で接種を受ける場合 ・市町村が他市町村の住民の接種の受け入れを可能と判断する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事前の手続は不要</u> ・ 接種を受ける際に、やむを得ない事情を医師に伝える。 → 「3 接種の予約をする」へ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産のために里帰りしている妊産婦 ・ 単身赴任者 ・ 遠隔地へ下宿している学生 ・ DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者 ・ その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事前に「住所地外接種届出済証」の交付を受ける。</u> ・ 「住所地外接種届出済証」を医師に提示して、接種を受ける。

2 「住所地外接種届出済証」の交付を受ける

接種を受けようとする医療機関の所在する自治体に住所地外接種の届出をして、「住所地外接種届出済証」の交付を受けてください。

住所地外接種の届出方法は自治体によって異なりますので、接種を受けようとする医療機関の所在する自治体にお問い合わせください。

3 接種の予約をする

予約方法は、接種を受けようとする医療機関の所在する自治体にお問い合わせください。

4 予約した日時、場所で接種を受ける

5 2回目の接種を受ける